

「岩手県警察原稿の執筆等に関する事務取扱要領」 の制定について

(平成15年12月25日岩警務第54号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

県民等から原稿執筆等の依頼があった場合の取扱い等について、事務の適正化を図り、また、受益者負担の適正化を図るため、別添のとおり「岩手県警察原稿の執筆等に関する事務取扱要領」を制定したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

岩手県警察原稿の執筆等に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、岩手県警察又は岩手県警察の職員（岩手県警察の特別職にある者を除く。）が出版会社等から原稿の執筆、編集、監修その他の出版に係る事務（以下「執筆等」という。）の依頼を受けた場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 執筆等の依頼を受けた場合の措置

1 報告

執筆等の依頼があった場合（私人という立場における警察職員個人になされた場合を含む。）は、依頼人の社会上の地位・身分等に関わらず、所属長に報告すること。ただし、県警察内の依頼は除く（以下同じ。）。

2 受諾の承認等

- (1) 岩手県警察になされた執筆等の依頼（公人という立場における警察職員個人に対する依頼を含む。）に対する受諾の可否については、所属長の決裁を受けること。
- (2) 私人という立場における警察職員個人になされた執筆等の依頼に対する受諾の可否については、当該個人の判断による。ただし、受諾しようとする場合で、次のいずれかに該当する場合は、所属長の許可を受けなければならない。

ア 公人の立場で執筆等をする場合

イ 執筆等の依頼の内容が警察業務に関するものである場合

3 執筆等の依頼の内容が現行職務以外の警察業務に関わるものである場合の措置

執筆等の依頼が、執筆等を行おうとする者の現行職務以外の警察業務に関わることを内容とする場合又は執筆しようとする職員の過去の職務に係る事項に係るものを内容とする場合は、関係する所属長の承認を得ること。

4 受諾後の措置

前記2により受諾した執筆等は、所属長の許可を受けなければ依頼者に原稿等の交付等を行ってはならない。

第3 執筆料の徴収に関するガイドライン

執筆料の徴収は、次に掲げるところによる。

1 岩手県以外の者からの依頼の場合

岩手県以外の者（市町村、警察関係公益法人を除く。）から、岩手県警察の施策等に関して執筆等の依頼があり、組織として当該依頼に応じて執筆等を行う場合は、原則として受益者負担の適正を図るため、執筆等に係る対価（以下「執筆料」という。）を徴するものとする。この場合において、当該執筆料は、岩手県の歳入とする。

2 執筆料を徴収しない場合

当該執筆等に係る出版物が有償頒布されている場合や特定会員向けの専門誌であっても、市町村や公益団体等を会員としているもの等、最終的に、広く県民へのサービス提供と捉えられるものや岩手県警察の業務推進の必要性の観点から執筆等に応じた

もの等、岩手県警察の本来業務の遂行と位置づけられるものである場合は、執筆料を徴しないものとする。

3 私人の立場で執筆等をする場合

警察職員個人になされた執筆の依頼により、私人の立場で執筆する場合であって、警察業務に関わらない内容を執筆する場合の執筆料の徴収は、当該職員個人の判断による。ただし、執筆料を徴収した場合は、所属長に報告するものとする。

第4 執筆料の額の基準等

執筆料の額は、執筆の内容や出版物の内容、性格によりその対価は異なってくると考えられ、あらかじめ執筆料の単価を設定することは困難であることから、依頼の都度、相手方との交渉で決めるものとする。

第5 具体的事務処理方法

執筆の依頼、受諾から収入までの手続きは、次の手順により行うものとする。

1 執筆の依頼の受付から受諾までの事務処理

(1) 執筆依頼の方法

執筆等の依頼は、必ず文書で提出させ、決裁のための必要な情報として、次の内容を記載させること。

ア 出版物の名称

イ 出版者名

ウ 出版物の価格

エ 主な配布予定先（限定されているかどうか）

オ 執筆等の内容（タイトル、原稿枚数等）

カ 掲載スタイル（執筆者職氏名の掲載の有無）

キ 執筆料の有無（ある場合その金額）

(2) 受諾の判断

執筆等の依頼があった場合、所属長が、岩手県警察の業務として執筆を受諾するか否か、その適否を判断すること。

なお、岩手県警察の業務として執筆を受諾することとした場合、執筆を行う職員の服務上の取扱いは、職務となる。

(3) 執筆料に係る判断

ア 岩手県警察の業務として執筆を行うこととした場合、執筆料を受け取るべき案件かについて第3のガイドラインに基づいて、各所属長が判断すること。

イ 依頼文書に執筆料の記載のない案件について、県警察として執筆料を受け取ることとした場合、相手方から、執筆料の金額を記載した文書を提出させること。

ウ 相手方から無償で執筆を依頼された場合であっても、第3のガイドラインにそって執筆料の受け取りの要否を検討し、受益者負担の適正化の観点から有償とすべきと判断されたものについて、相手方が有償に応じない場合は、執筆の依頼を断ること。

2 収入手続き

(1) 調定の時期

調定は、執筆原稿を相手方に渡す際に、同時に調定手続きを行うこと。

具体的には、執筆原稿の決裁をする際に、併せて調定の起案、決裁をすること。

(2) 収入方法

執筆料の県への納入は、納入通知票によることとし、直接現金で受け取ることは認めない。

また、執筆に対する謝礼として、金券（商品券、ビール券等）や現物による謝礼を受け取ることは認めない。

(3) 予算計上科目

ア 予算科目は、「款 諸収入 項 雑入 目 雑入 節 警察」に計上すること。

イ 事業名は、「原稿執筆料等」とすること。

(4) 予算計上時期及び予算計上額等

- ア 執筆料については、あらかじめ歳入予算を見積もることは困難であるため、当初予算には計上しないこと。
- イ 予算計上時期は毎年度2月補正とし、実績見込額を計上すること。
- ウ 執筆料に係る歳入は、一般財源扱いとすること。

(5) 実績報告

- ア 所属長は、執筆料を受け取った案件について、原稿執筆料収入報告書（別記様式）により、会計課長を経由し、報告すること。
- イ 執筆料を受け取った案件については、会計課長は、県のネットワークコンピュータの公開フォルダに掲載する手続を行うこと。

第6 施行期日等

- 1 この要領は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 この要領施行の際に、現に執筆等を受諾し執筆中のものについては、第3のガイドラインによって執筆料の受け取りの要否を検討し、執筆料について相手方と協議が整ったものについては、県の歳入とすること。

別記様式

第 号
年 月 日

岩手県警察本部長 殿

所 属 長 名

原 稿 執 筆 料 収 入 報 告 書

出版物の名称		
出版者名		
頒布形態		有料 無料
有料の場合の価格		円
依頼受付年月日		年 月 日
原稿提出年月日		年 月 日
執筆等種別		執筆 監修 編集 その他
掲載・ 執筆 内容	タイトル	
	執筆内容	
	掲載された執筆者の職・氏名	
	実際の執筆者の職・氏名	(内線)
調 定	調定年月日	年 月 日
	調定金額	円
	債務者名	
備 考		

注 頒布形態及び執筆等種別の欄は、該当する事項の にレ印を入れること。